

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議（第 57 回）開催結果概要

1 日時

令和 4 年（2022 年）10 月 26 日（水）14 時 00 分から 15 時 50 分

2 場所

PCB 処理情報センター（室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8）

3 出席者

- ・ 円卓会議委員 11 名、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、北海道立総合研究機構
- ・ 事務局（北海道、室蘭市）
- ・ 傍聴者 17 名、報道 3 社

4 議事概要

(1) 第 56 回監視円卓会議議事録について【資料 1】

- ・ 前回会議の議事録について確認。特に質疑なし。

(2) 福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について【資料 2-1 ～ 2-3】

- ・ 環境省から、資料 2-1 及び 2-3 により、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理結果及び前回会議の議題等に係る委員からのご質問に対する回答について説明。
- ・ 北海道から、資料 2-2 により、北海道及び室蘭市が実施した立会・調査等の結果について説明。一部の立会・調査等に同行いただいた吉田委員からも補足説明。

《主な質疑》

【A 委員】セシウムは人工的に出来上がった放射性物質であり、放射能の影響を受けた地域から、影響が極めて小さい地域に持ってきてほしくなかった。

【A 委員】バグフィルター等についても、（表面汚染密度が）低いからいいという理屈ではなくて、外して持って帰るべきだったと思う。

【B 委員】（放射性物質汚染対処特措法第 13 条第 3 項に基づき、北海道と環境省の間に協議はなかったのかという問いに対し）個別の廃棄物処理の実施については、処理先である関係地方公共団体等と、（対策地域内廃棄物処理）計画とは別途調整しているということだが、どういう調整をしたのか。

→【環境省】特措法に基づく協議ではないが、北海道や室蘭市とは、円卓会議の場も含めて話し合いをさせていただいた。

【B 委員】特措法第 13 条は関係自治体の長と協議とされているが、なぜ北海道と環境省の間に協議がなかったのか。

→【環境省】第 11 条で対策地域を指定するときに協議をした関係地方公共団体の長が第 13 条でいう関係地方公共団体の長となるということで、第 11 条と第 13 条で同じ意味で文言を用いている。

→【B 委員】第 11 条で協議をすれば、北海道と協議しなくても（北海道で）処理をしなければならぬという非常に過酷な話になる。法律がおかしいと思う。

【A 委員】調整なのか協議なのか分からないが、環境に関係する団体がその記録の情報公開を求めたところ、全て不存在とのことであった。北海道の文書管理規程では、道以外の行政庁や団体とかいろいろなところとの話し合いがあった場合には、全て記録を取れと書いてある。北海道はなぜ記録を残さなかったのか。

【B 委員】表面汚染密度の測定について、日本原子力研究開発機構（JAEA）からの指導はどのように行われたのか。

→【環境省】測定業者が測っている様子を見ていただいて、コメントをいただいた。

【B 委員】（バックグラウンドの測定方法は）学問的・理論的に問題がある。

→【座長】（環境省が受けた指導）そのものに問題があり、どういう指導をしていただいたかということを確認してほしいというご意見と理解した。

【C 委員】予定どおりに処理され、懸念が払拭されたのではないか。福島復興支援にもつながるものであり評価したい。職員の方々が個人線量計を装着し、全員が検出下限値未満であったということで本当によかった。

【C 委員】北海道内で、放射性物質の除去や処理についての経験（事例）があれば、教えてほしい。

【C 委員】こうした施設や職員の方々の技術を何らかの形で生かす、次の世代に継承するということがあってもいいのではないか。

【A 委員】4Bq/cm²について「放射性同位元素等の規制に関する法律を準用し」という説明があったが、この「準用」とはどのような内容なのか。言葉の使い方が間違っているのではないか。具体的に説明していただきたい。

【A 委員】環境省は、福島第一原発の内部にある PCB 廃棄物の処理計画を把握しているのか。わかっているのであれば発表してもらいたい。

【B 委員】JESCO のホームページで「中間貯蔵事業は福島で行うものであり、現在 JESCO が PCB 処理の各事業所で行っている事業とは、完全に切り離して実施されるものです。したがって、PCB 廃棄物処理事業を行っている各事業所では、引き続き PCB 廃棄物のみを処理することとしています。」と説明がある。どう考えたらいいのか。

【B 委員】表面汚染密度や空間線量は、サーベイメータでは CPM（1 分間に検出した放射線の数）で測ってそれを換算している。環境省はどのような形で換算しているのか。

- ・一部の質問については、座長から「次回整理して回答をいただくこととしたい」との提案があり、次の議事に進んだ。

(3) 北海道 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について【資料 3-1 ～ 3-7】

- ・JESCO から、資料 3-1 から 3-5 より、PCB 廃棄物処理事業の現況、北海道事業の進捗状況、施設の稼働状況、トラブル事象等及び令和 4 年度総合防災訓練の実施結果について説明。

《主な質疑》

【D 委員】（増設施設の）処理状況について、1 都 3 県は 74.4%ということだが、残りの期間から考えると、少し急いで処理しなければいけない状況なのか。

→【JESCO】合計の欄で、JESCO の登録に対して残りが 2,000t 弱であり、現段階では計画的処理完了期限を目指すところ。これから発掘されるものもあるので、そういう情報を踏まえながら、事業終了準備期間も交えて処理を終えるというところは間違いなく進めていきたい。

【A 委員】福島のは福島のものだけで処理したということでもいいか。

→【JESCO】福島の廃棄物を処理しているときはその他の物は処理していない。

- ・北海道から、資料 3-6 及び 3-7 により、令和 4 年度の環境モニタリング測定結果及び立入検査実施状況について説明。特に質疑なし。